

陳情第20号

ワクチン接種の有無による差別から人権を守ることを求める陳情書

(要旨)

流山市新型コロナウイルス感染症対策条例第5条にて、「感染症にり患していること、り患している恐れがあること等を理由に不当な差別的扱いや誹謗中傷を行なってはならない」とされている。本条例は令和2年8月に制定されたもので、ワクチン接種開始前のもののため、ワクチン接種の有無や証明書等での差別に関しての記載がない。実際には過度な接種促進や接種の有無で差別的な扱い等を受けて困っている人や今後差別を受ける可能性に不安を感じて心配な市民もいる。埼玉弁護士会の令和3年10月13日付会長声明「ワクチンパスポート制度によるワクチン接種の事実上の強制及びワクチン非接種者に対する差別的取り扱いに反対する会長声明」に記載があるとおおり、ワクチン接種証明書の提示等による施設利用や移動等に差異が生じるワクチン接種証明書の利用方法は憲法13条、14条、22条の1項に反する可能性がある。国内では、高知県や那須塩原市などの自治体にて地域条例でワクチン接種の有無による差別や不利益を禁止している事例がある。流山市においても人権擁護のために、同様に流山市新型コロナウイルス感染症対策条例にワクチン接種の有無や証明書等による差別・行動制限、不利益等を禁じる項目を追加することを求める。

(項目)

- 1 今流山市新型コロナウイルス感染症対策条例にワクチン接種の有無や証明書等での差別・行動制限・不利益等を禁止する旨を追加する。

令和3年11月15日

陳情者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

流山市議会議長 森 亮二 様